

スチュワードシップ責任を果たすための方針

全国建設企業年金基金

1. 基本方針

全国建設企業年金基金（以下「当基金」という。）は、受託者責任の一側面としてスチュワードシップ責任を認識し、責任ある機関投資家として、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明し、ここにスチュワードシップ責任を果たすための方針を策定します。

2. 各原則への対応

（原則1）

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、年金の資産運用にあたっては、運用受託機関に委託しており、原則として日本版スチュワードシップ・コードを受け入れた運用受託機関に国内株式の運用を委託します。当該運用受託機関のスチュワードシップ活動に関して、投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促すことに寄与し、中長期的なリターンの拡大を図ることを期待します。

（原則2）

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすうえで管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、自ら投資先企業の選定や議決権行使を行わないため、国内株式運用を委託する運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすうえで管理すべき利益相反について、明確な対応方針の策定と公表を求めます。

（原則3）

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当基金は、自ら投資判断を行わないため、国内株式運用を委託する運用受託機関に対して、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することを求めます。

(原則4)

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

また、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と統合的で中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結びつくものとなるよう求めます。

(原則5)

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は、運用受託機関が株主議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を策定し、当該方針に基づき保有株式の株主議決権を行使することを求めます。

(原則6)

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金は、運用受託機関を通じてスチュワードシップ責任を果たす立場にあることから、その実施状況に関する定期的な報告を各運用受託機関に求めます。また、その結果を、少なくとも年に一度、基金のホームページを通じて、加入者および受給者へ報告します。

(原則7)

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は、投資先企業の持続的成長に資するよう、運用受託機関に対して、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく対話とスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力や体制を備えることを求めます。また、当基金は運用受託機関のスチュワードシップ活動を評価する実力を備えるよう努めます。

(原則 8)

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当基金がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、機関投資家向けサービス提供者の助言を受ける場合には、当基金は当該サービス提供者に対して、サービスの適切性を担保するため、利益相反管理体制を整備し、この取組みを公表することを求めます。

以上